

新型コロナウイルス感染症対策関連事業 評価シート

1. 事業名	自宅療養者等日常生活支援事業			
2. 担当部署	市民生活部	担当課等	生活福祉課	
3. 事業の概要	保健所からの要請に基づく生活用品等を必要とする自宅療養者に対し、①食品（白米、レトルト食品、カップ麺、缶詰）②飲料水（スポーツドリンク、お茶、野菜ジュース）③衛生用品（マスク、ハンドソープ、除菌シート、除菌スプレー）④日常雑貨用品（トイレットペーパー、ボックスティッシュ、洗剤（食器用、洗濯用）を1人当たり2週間分を支給する。			
4. 事業の目的	新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者となった市民のうち、自宅療養せざる得ない方（自宅療養者）の日常生活支援及び市中感染拡大防止を図るため、自宅療養者に対し生活用品等を無償で支給し支援する。			
5. 事業対象	自宅療養者			
6. 年度末状態	リストから選択			
7. 事業費	75千円	執行額	75千円	執行率 100.00%
8. 事業評価	効果があった			
9. 事業評価理由	市内の感染拡大状況を考慮し、支給体制を整えたが、保健所からの要請実績はなかった。 ただし、事例が発生した際の迅速な対応ができる体制が整えられ、今後の要請にも随時対応できる。			
10. 事業課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮城県からは、自宅療養者数の情報提供が不可とされているため、準備するセット数の考え方に苦慮した。</li> <li>・事前に準備することと、待機期間中の食事の補完的な支援であるため、生鮮食品の提供は困難であった。</li> <li>・登米市で独自事業を制定した後、宮城県で同様の事業を実施することとなった。</li> </ul>			
11. 課題の要因	感染症対策の指導機関として、本来であれば宮城県で行う事業であったが、独自で事業を制定した際には、宮城県では実施の予定がないとされたため、事業実施したものである。			
12. 令和3年度の方向	宮城県でも同様の事業を実施することとなったが、宮城県で支援を行う対象者はあくまで陽性者であるため、陰性の濃厚接触者等に対する支援策としては必要である。保健所からの要請に基づき、事例発生の際には予備費対応で実施する。			